

## 平成26年度における保険料率の方向性（案）

### 1. 疾病保険料率について

船員保険事業が全国健康保険協会に移管された以降、平成22年度及び平成23年度においては、9.4%（被保険者、船舶所有者で折半）で据え置いた。

平成24年度及び平成25年度においては、被保険者数の減少及び1人当たりの医療費の増加の傾向等を踏まえ、年度収支の均衡を図るため、それぞれ、平成24年度は0.4%、平成25年度は0.3%引き上げたが、引上げに当たっては、被保険者負担分については、船員保険法附則第9条第1項に規定される控除率（以下「控除率」という。）について同率の引上げを併せて実施することにより、実質負担率は据え置いた。（注1）

平成26年度においては、現行の保険料率10.1%を据え置いた場合、現時点では、年度収支は約3億円の赤字が発生することが見込まれることから、その均衡を図り、より安定的な財政運営を行うためには、保険料率を0.1%程度引き上げ、10.2%程度とすることを検討する必要があるが、控除率は、平成25年度における引上げにより、船員保険法施行令附則第7条に規定される上限（0.5%）に達している。（注2）

こうした中、中長期的な収支については楽観を許さないものの、

- （1）平成26年度に見込まれる赤字額は、平成24年度及び平成25年度に見込まれた赤字額と比べると少額であること
- （2）これまで低下傾向にあった平均標準報酬月額が、近時、わずかではあるが増加傾向にある一方で、保険給付費は比較的安定していること
- （3）平成25年度末においても一定額の準備金が見込まれること

等にかんがみれば、平成26年度においては、現行の保険料率10.1%を据え置くこととし、見込まれる赤字額については、準備金を取り崩すことにより対処することとしたい。

(注1) 船舶所有者負担分については、平成24年度、平成25年度いずれの年度においても、災害保健福祉保険料率について同率の引下げがあったので、船員保険料率全体では実質的負担率は変わっていない。

(注2) 平成25年度における控除率適用の影響額は、約15億円。控除率については、適用を終了した際に急激な負担増を招くことがないように、留意する必要がある。

## 2. 災害保健福祉保険料率について

平成26年度においては、現行の保険料率(1.05%)を据え置いた場合、現時点では、年度収支はほぼ均衡するものと見込まれることから、現行の保険料率を据え置くこととしたい。なお、この場合、中長期的には収支状況は楽観を許さないが、今後については、事業の動向等を注視した上で、さらに検討することとしたい。

## 3. 介護保険料率について

年末に国から示される介護納付金の額及び船員保険に加入する介護保険第2号被保険者の総報酬額により、機械的に算出されるものであり、平成26年度においては、現時点では、1.81%になる見込みである。

(現行保険料率(1.63%)から0.18%の引上げ)